

令和7年2月18日

大阪府「宿泊税」の変更

大阪府から協議のあった法定外目的税の変更について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

変更後の大阪府宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	大阪府
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	大阪府内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定する旅館・ホテル、簡易宿所営業に係る施設 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業（民泊）に係る施設
税収の用途	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	一人一泊について、宿泊料金が ・5千円以上1万5千円未満 …200円 ・1万5千円以上2万円未満 …400円 ・2万円以上 …500円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約80億円
課税免除等	・宿泊料金が一人一泊5,000円未満の宿泊 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約2.7億円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直し規定あり

※下線部が変更箇所を示す。

- ・令和6年11月5日 大阪府議会にて条例案可決
- ・令和6年11月25日 総務大臣協議
- ・令和7年2月18日 総務大臣同意
- ・令和7年9月1日 改正条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。